令和元年8月22日特別区長会

世田谷区及び江戸川区を児童相談所設置市に指定する 政令の閣議決定について

本日、令和2年4月に世田谷区及び江戸川区を児童相談所設置市に指定する「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました。

これを受けて、特別区長会会長(山崎 孝明 江東区長)がコメントを発表したので、 お知らせいたします。

平成28年6月に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、 特別区も、政令による指定を受けて児童相談所を設置できることとされています。 令和2年4月に、特別区で初めての児童相談所が設置される予定です。

- ・資料 特別区長会会長コメント「世田谷区及び江戸川区を児童相談所設置市に指定する政令の閣議決定について」
- ・参考1 特別区長会「特別区における児童相談所設置に向けた取組経過」
- ・参考2 世田谷区「世田谷区児童相談所の設置について」
- ・参考3 江戸川区「江戸川区児童相談所の設置について」

<特別区長会>

東京23区長で構成する任意団体。

特別区に共通する課題についての連絡調整及び調査研究、特別区の自治の発展を図るために必要な施策の立案及び推進等の活動を行っている。

会 長:山﨑 孝明(江東区長)

事務局:特別区長会事務局(千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館19階)

特別区は、平成13年6月から全国市長会に加入している。

【問い合わせ先】

特別区長会事務局 制度担当課長 村川 益美電話:5210-9736(直通) 参考2及び参考3の資料に関しては、各区の担当者に直接、お問い合わせください。

世田谷区及び江戸川区を児童相談所設置市に指定する政令の閣議決定について

本日、令和2年4月に世田谷区及び江戸川区を児童相談所設置市に指定する「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました。

追って、令和2年7月に児童相談所の設置を予定している荒川区についても、 同様の決定が行われる見込みです。

特別区では、これまで児童相談所移管モデルの策定や児童相談所移管に係る課題の対応策の検討、人材の専門性強化を図るための児童相談所等への派遣研修や特別区職員研修所における各種専門研修の実施、東京都との児童相談所設置計画案の確認作業や児童養護施設等の広域調整に関する協議の実施など、様々な取組を行ってきました。

今回の閣議決定は、長年にわたって積み重ねてきた取組の成果と、これらの 取組に関わった特別区職員の思いが結実したものであり、特別区の歴史に大き な画期をなすものであります。

これまでの特別区の取組に対し、多大なご支援、ご協力をいただいた国や東京都をはじめとする関係者の皆さまに、改めて深く感謝を申し上げます。

また、多くの特別区職員の研修を受け入れていただいている東京都、全国の県市及び児童養護施設等の施設関係者の皆さまに、心からお礼を申し上げます。

来年度から、特別区による児童相談所の設置が始まり、その後も開設する区が続くことになります。国や東京都をはじめ、関係者の皆さまには、今後も変わらぬご支援、ご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

折から、虐待により幼い子どもの命が奪われる痛ましい事件が相次いで発生 し、児童虐待防止対策の強化が社会的に大きな課題になっています。

国においては、本年8月、児童虐待防止に向けて、国、都道府県及び市区町村における体制強化を進めるため、国と地方団体との協議の場が設置され、特別区も構成員として参画させていただくことになりました。

また、東京都においても、改めて東京全体の児童相談体制を検討することが 重要であるとの認識のもと、東京都と区市町村合同で東京都児童相談体制等検 討会が設置され、本年5月から検討が開始されています。

特別区としては、こうした協議や検討を踏まえながら、東京都との連携、協力のもと、新しい児童相談行政の姿をつくっていく必要があると考えています。

特別区は、住民生活に密着した基礎自治体として、子どもと家族を地域で支え、安心して、健やかな暮らしが送れるよう、総力を挙げて取り組んでいく所存です。

皆さまのご理解、ご支援を衷心よりお願い申し上げます。

令和元年8月22日

特別区長会会長 江東区長 山﨑 孝明

特別区における児童相談所設置に向けた取組経過

平成28年5月、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の 更なる強化等を図るための「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、同 年6月に公布された。

この改正により、平成29年4月から、政令で定める特別区が児童相談所を 設置できるようになり、現在、22区が児童相談所の設置に向けて検討を進め ることを表明し、東京都や近隣県市等の児童相談所への派遣研修による人材育 成などを行いながら、各区で準備、検討が進められている。

なお、特別区では、平成28年の児童福祉法改正前においても、児童相談所に 関する様々な検討、取組を行ってきた。

平成28年児童福祉法改正前の主な取組

平成20年 6月 「都区のあり方検討委員会幹事会」で、児童相談所設置などに関 する事務について、区へ移管する方向で検討する事務として整理

平成24年 2月 都区のあり方検討委員会とは別に、都区の実務者で構成する「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」を設置し、検討を開始

平成25年11月 「特別区児童相談所移管モデル」を作成

平成26年10月 「特別区児童相談所移管モデル」を基本に、各区で具体化に向けた検討を行い、整理・とりまとめ

平成27年 7月 区長による児童相談所・児童養護施設の視察を実施

平成27年12月 特別区長会意見書「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門 委員会報告案(たたき台)について」を提出

平成28年児童福祉法改正後の主な取組

平成28年 5月 特別区長会会長コメント「児童福祉法等の一部を改正する法律の 成立について」を発表

平成28年 7月 児童相談所移管準備を進めるため、区の関係部課長等で構成する 「特別区児童相談所移管準備連絡調整会議」を設置

平成28年11月 児童相談所開設に向けたロードマップの作成

平成29年 4月 東京都の児童相談所への派遣研修を開始

平成29年 6月 世田谷区・荒川区・江戸川区と東京都との間で、「児童相談所設置 計画案のモデル的確認作業」を開始

平成30年 4月 近隣県市の児童相談所への派遣研修を開始

平成30年 5月 児童養護施設等の入所施設や里親、一時保護所の広域的な調整に 関する事項を協議するため、「特別区児童相談所の設置に向けた 広域調整に係る検討会」を設置し、東京都と協議を開始

平成31年 2月 児童相談所移管に係る課題の対応策について、整理・とりまとめ

平成31年 4月 世田谷区、荒川区、江戸川区が厚生労働省に対し、児童相談所設 置市として政令指定することを要請

令和 元年 5月 東京都と区市町村合同で「東京都児童相談体制等検討会」を設置 し、検討を開始。

*上記の取組に加え、特別区人事委員会(1)及び特別区職員研修所(2)に おいて、以下の取組を行っている。

【特別区人事委員会の取組】

平成29年度から、各区等が採用選考を行っていた職種「心理」の採用について、特別区人事委員会による競争試験を開始するとともに、経験者採用試験・選考における対象職種を拡大し、職種「福祉」を追加

令和元年度から、児童相談所等での経験を求める採用制度を開始

【特別区職員研修所の取組】

平成28年度から、人材の専門性強化を図るための専門研修「児童虐待への対応」、「児童家庭福祉」、「児童心理」を実施

平成30年度から、法定研修「児童福祉司任用前講習会・指定講習会」の研修カリキュラムを作成し、研修を実施するとともに、新たに「児童心理(入門・実践)」、「司法面接」、の専門研修を実施

専門研修「児童家庭福祉」について、テーマ別にカリキュラムの拡充を行い、 年間3回に分けて実施

一時保護所の人材育成における課題、研修到達目標の明確化及び児童相談所における心理検査・心理療法について理解を深めるため、23区職員を対象とした自主勉強会を実施

令和2年度以降は、法定研修「児童福祉司任用後研修」、「児童福祉司スーパーバイザー研修」、「要保護児童対策調整機関調整担当者研修」、「児童相談所長研修」に加え、課題別研修として「児童福祉司」、「児童心理司」、「一時保護所」研修を経験年数別(1~2年目、3~4年目、5年目以降)に再構築のうえ、企画・実施予定

- 1 23特別区が一部事務組合方式により連合して設置した人事委員会
- 2 特別区(長)の権限に属する事務の一部を共同して処理するため、地方自治法に基づく 一部事務組合として設立された「特別区人事・厚生事務組合」の部局で、23区職員を 対象とした共同研修を実施

(補足資料)

平成28年児童福祉法改正(児童相談所設置自治体の拡大)関連法令

改正前の法律では、児童相談所の設置主体は、 都道府県、 指定都市、 児童相談所を設置する市として政令で定める市(児童相談所設置市)とされていたが、児童虐待相談対応件数が一貫して増加し、複雑・困難なケースが増加するなど、特に都市部においてきめ細やかな対応が求められていることから、児童相談所の設置を促進するため、希望する特別区も、政令による指定を受けて児童相談所を設置できることとされた。

児童相談所設置市 (平成31年4月現在): 横須賀市、金沢市、明石市

児童福祉法第59条の4第1項

この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び中核市並びに児童相談所を設置する市(特別区を含む。以下この項において同じ。)として政令で定める市(以下「児童相談所設置市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

児童福祉法施行令第45条の2

法第59条の4第1項の政令で定める市は、横須賀市、金沢市及び明石市とする。

児童相談所設置市の政令指定関連通知

希望する市区から、政令指定の要請があった際には、国は、希望市区における 事務遂行体制、都道府県との連携体制等を確認のうえ、政令指定することとされ ている。

児童相談所を設置する市について(平成29年3月31日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)【抜粋】

1 児童相談所設置市の考え方

児童相談所は、児童福祉行政の中核として、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等を的確に捉えるとともに、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行う行政機関として設置されるものである。

こうしたことから、児童相談所設置市においては、児童相談所における相談業務のみならず、援助活動を実施するための児童福祉施設の設置の認可、里親の認定、要保護児童の保護措置及び児童福祉法の適用がある少年について強制措置を必要とする時の家庭裁判所送致等の実施等を一貫して行うことが必要であり、児童相談所設置市の事務の範囲は指定都市が行うこととしている事務と同様のものである。

児童相談所設置市となるためには、こうした事務を遂行するための人的体制等の整備が必要である。

2 国における政令指定の手続きについて

国は、児童相談所設置市への移行を希望する市(特別区を含む。以下「希望市」という。)から政令指定の要請があった際には、希望市における事務遂行体制や希望市と都道府県の連携体制等について支障がないことを確認し、速やかに政令指定に必要な手続を行うこととする。

なお、国における確認は、以下の(1)~(3)についての希望市からの報告に基づき行うものとする。

(1)希望市における事務遂行体制の確保

希望市において、1に掲げる事務を一貫して遂行するための人的体制の整備や 児童福祉施設の確保等が見込まれていること。

(2)希望市と都道府県との連携体制の確保

一時保護や児童福祉施設の入所等に関しての広域的な調整、児童相談所立ち上げ当初の支援、特に高度な専門的知識及び技術を要する相談への対応などに関して、都道府県が適切に希望市に助言又は援助を行う体制が確保されると見込まれていること。

(3)希望市と都道府県との協議状況について

上記(1)及び(2)について、希望市と都道府県とが十分に協議を実施しており、希望市の児童相談所設置市への移行後も、児童福祉行政の円滑な実施が見込まれることを都道府県においても確認していること。

3 留意点

希望市及び都道府県においては、児童相談所設置市への移行に当たって、地域住民にとって事務移管等に伴う不都合が生じないよう十分な配慮が必要である。特に、同一市内に児童相談所が併存することとなる場合には、各々の児童相談所の担当区域を地域住民に十分周知すること。

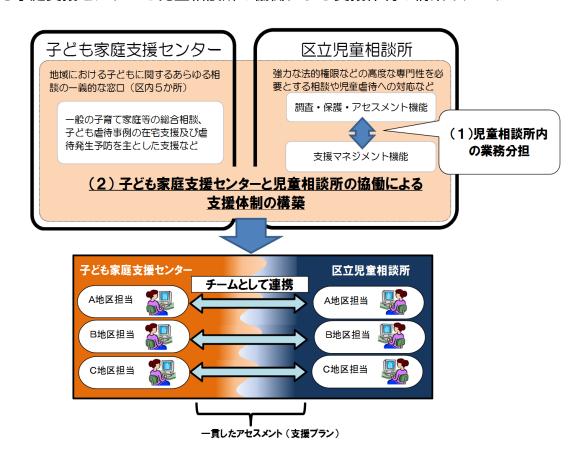
また、地域住民の利便性向上についても十分に配慮すること。

世田谷区児童相談所の設置について

世田谷区は、子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現を目指し、令和2年4月1日に児童相談所を開設します。

児童相談所内の業務分担や、子ども家庭支援センターと児童相談所の協働による支援体制の構築により、気軽な相談から虐待等の早期発見・早期対応まで、切れ目のない児童相談行政を実現します。

< 子ども家庭支援センターと児童相談所の協働による支援体制の構築イメージ >



(1)児童相談所内の業務分担

重篤度や緊急度が高いケースの子どもの安全確認から職権による一時保護や法的対応を 行う専任の児童福祉司(調査・保護・アセスメント機能)と、通所指導や施設への入所など の支援を行う専任の児童福祉司(支援マネジメント機能)を設けるなど、児童相談所の機能 の分化について児童福祉法改正の主旨を踏まえた人員体制とする。

(2)子ども家庭支援センターと児童相談所の協働による支援体制の構築

子ども家庭支援センターの職員体制にあわせ、児童相談所職員の担当地域を定めるなど、顔の見えるチームとして、日常から担当地域の情報共有を行う体制を構築する。

子ども家庭支援センターと児童相談所は、合同で支援会議を実施し、相談ケースのアセスメント(支援プラン)の検討を行うことで、同一基準・同一判断による一貫したアセスメントに基づき両機関が協働しながら問題の解決を目指す体制を構築する。

< 世田谷区児童相談所の概要 >

(1)開設場所

世田谷区松原6丁目41番7号(世田谷区立総合福祉センター後利用施設内)

(2)施設概要

敷地面積:2,736.75㎡ 延床面積:4,229.63㎡

鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造)

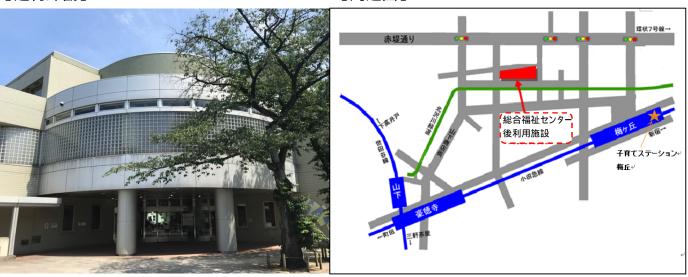
地上3階、地下1階、塔屋1階

(3) 各階配置イメージ

施設		階数	機能、内容
児童相談所		2 , 3 F	事務室、相談室 等
子育てステー ション梅丘	おでかけひろば	1 F	ひろば 等
	ほっとステイ		保育室 等
	保育施設		保育室、調理室 等
	発達相談室		事務室、相談室 等
団体活動支援スペース		1 F	会議室、印刷室 等
(仮称)水活動室、団体活動支援スペース		B 1 F	水活動用プール 等

【建物外観】

【周辺図】



問い合わせ先 児童相談所開設準備担当課長 長谷川 電話03-6304-7748 広報広聴課(報道担当)

電話03-5432-2010

江戸川区児童相談所の設置について

1 江戸川区児童相談所の特徴

子どもの命を守る児童虐待対応は、まさに危機管理である。本区の児童相談所は「指揮系統の一元化」「支援対応の一元化」「窓口対応の一元化」の3つの一元化を実現し、江戸川区の児童相談所ならではの地域に開かれた児童相談所を目指す。

江戸川区児童相談所の3つの一元化

① 指揮系統の一元化

子ども家庭支援センターと児童相談所の二元体制を集約。

② 支援対応の一元化

母子保健や子育て支援、学校教育などの基礎的サービスを駆使し、 地域住民や関係団体と連携を強化し、虐待の発生を防止。

③ 窓口の一元化

総合相談窓口として、児童に関するあらゆる相談の受け皿に。

- 2 事業開始 2020年4月
- 3 設置概要
 - ■設置場所 江戸川区中央三丁目4番





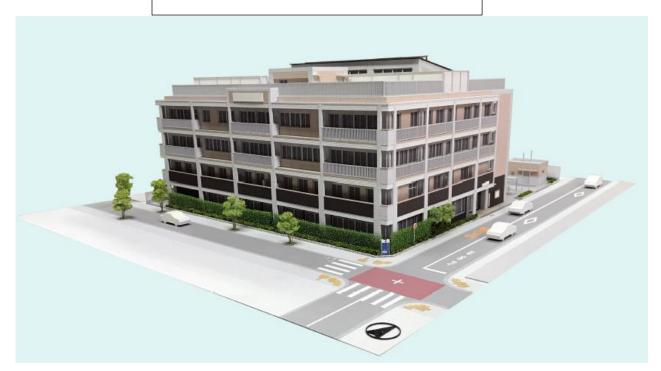
敷地面積 2,285 m² 延床面積 4,508 m² 地上 4 階建(一時保護所併設)

■職員配置 1 4 5 名程度(児童福祉司 42 名、児童心理司 21 名)

■管轄区域 人口 697,801 人(平成 31 年 4 月 1 日現在)

児童人口 109, 251 人 世帯数 343, 074 世帯

児童相談所 (外観イメージ)







児童相談所のコンセプト

- 〇 子どもと家庭への支援をコーディネートする児童福祉に関する高い専門性の確保
- O 1階に「地域交流スペース」を整備し、誰でも気軽に立ち寄れる地域に開かれた 児童相談拠点

一時保護所のコンセプト

○ 児童の人権擁護を第一に、児童の安全が守られ、児童が明るく温もりを感じ、 心穏やかに過ごせる場

【問い合わせ先】 子ども家庭部児童相談所開設準備担当課長 木村 浩之 電話:5662-0121